

自己資本調達手段に関する契約内容の概要及び詳細（平成 25 年 6 月末）

自己資本調達手段に関して、次頁以降に以下の 5 つの区分に分けて、各契約内容の概要及び詳細を記載しております。

1. 普通株式	2 頁
2. 新株予約権	3 頁～4 頁
3. 少数株主持分	5 頁
4. 優先株式・優先出資証券	6 頁～29 頁
5. 劣後債務	30 頁～137 頁

【「8 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記】

自己資本調達手段のうち、優先株式・優先出資証券及び劣後債務には、経過措置の適用によりその他 Tier 1 資本または Tier 2 資本に算入された適格旧 Tier 1 資本調達手段及び適格旧 Tier 2 資本調達手段が含まれておりますが、各自己資本調達手段に係る「概要」の「8 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」については、経過措置による算入制限を勘案する前の金額を記載しております。算入制限を勘案した後の金額については、別途開示している「自己資本の構成に関する開示事項（平成 26 年 3 月期第 1 四半期）」において、「適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額」及び「適格旧 Tier 2 資本調達手段の額のうち Tier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額」として各々の総額が記載されておりますので、そちらをご参照ください。

※ 本資料は、自己資本比率規制（第 3 の柱）に関する告示に基づき開示するものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

< 契約内容の概要 >

1	発行者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN: JP3892100003
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier 1 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier 1 資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,715,898 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	—
11	発行日	—
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	優先株式
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

< 契約内容の詳細 >

前述の普通株式は、本邦会社法に準拠し発行された、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用しており、普通株式 1,000 株につき 1 個の議決権を付しております。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier 1 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier 1 資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
7	銘柄、名称又は種類	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	17 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	新株予約権
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 23 年 7 月 26 日（割当日）
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 33 年 7 月 25 日（行使期限）
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	優先株式
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

（注）項番 14～37 については、新株予約権の目的となる株式である普通株式に準じて記載しております。

<契約内容の詳細>

新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 286,000 株
新株予約権行使時の払込金額	1 株当たり 400 円
新株予約権の行使期間	平成 25 年 7 月 26 日～ 平成 33 年 7 月 25 日

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier 1 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier 1 資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
7	銘柄、名称又は種類	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第2回新株予約権
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	4 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	新株予約権
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 24 年 7 月 18 日（割当日）
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 34 年 7 月 17 日（行使期限）
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	優先株式
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

（注）項番 14～37 については、新株予約権の目的となる株式である普通株式に準じて記載しております。

<契約内容の詳細>

新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 260,000 株
新株予約権行使時の払込金額	1 株当たり 400 円
新株予約権の行使期間	平成 26 年 7 月 18 日～ 平成 34 年 7 月 17 日

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日興アセットマネジメント株式会社、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社、他7社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法（6社）、ケイマン諸島法（4社）
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier 1 資本 その他 Tier 1 資本 Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier 1 資本 その他 Tier 1 資本 Tier 2 資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	普通株式等 Tier 1 資本:31,118 百万円 その他 Tier 1 資本：13,474 百万円 Tier 2 資本：2,853 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	少数株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	—
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	—
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	—
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	—
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<契約内容の詳細> —

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

＜契約内容の概要＞

1	発行者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier 1 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
7	銘柄、名称又は種類	第 1 回第七種優先株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	109,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	109,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 23 年 4 月 1 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 26 年 10 月 1 日以降の日で取締役会が別に定める日 償還金額：1 株につき 1,000 円に経過配当相当額を加算した価額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	なし
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	1 株につき年 42 円 30 銭
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

< 契約内容の詳細 >

前述の優先株式は、本邦会社法に準拠し発行された、普通株式に対して剰余金の配当及び残余財産の分配において優先する株式であり、次のような性質を有しております。

優先配当金	当社が剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、所定の剰余金を金銭で配当します。ただし、会社法に定める財源（分配可能額）規制に服します。なお、ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しません。また、優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当は行いません。
残余財産分配請求権	当社が残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者は、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、1株につき1,000円の残余財産分配請求権を有します。なお、優先株主または優先登録株式質権者に対してはそれ以上の残余財産の分配は行いません。
議決権	優先株主または優先登録株式質権者は株主総会において議決権を有しません。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは1単元（単元株式数：1,000株）につき1個の議決権を有します。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

< 契約内容の概要 >

1	発行者	MTH Preferred Capital 3 (Cayman) Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : KYG631941070
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier 1 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
7	銘柄、名称又は種類	配当非累積型永久優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	30,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	30,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	少数株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 15 年 3 月 24 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 25 年 7 月 25 日 償還金額：1 口につき 1,000,000 円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由及び資本事由 償還金額：1 口につき 1,000,000 円に未払い配当相当額を加算した額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 25 年 7 月以降の各配当支払日（1 月 25 日及び 7 月 25 日） 償還金額：1 口につき 1,000,000 円
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	変動
18	配当率又は利率	年 3.86%（注 1） 6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動配当
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）相対取引により発行された優先出資証券の利率については、基準日における同種の優先出資証券各資本調達手段の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

< 契約内容の詳細 >

前述の優先出資証券は、海外特別目的会社の発行する優先出資証券であり、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 非累積的永久優先出資であること
- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 発行代り金が即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当社及び当社の子会社の損失の補てんに充当されるものであること

なお、前述の優先出資証券には、各種の特約等が付されておりますが、かかる特約等の概要は以下のとおりです。

配当支払の内容	当社の分配可能額の限度内で、当社優先株式への配当支払に準じた計算により発行者である海外特別目的会社から支払われます。また、当社が直前の事業年度に当社普通株式への配当を実施した場合は、原則として優先出資証券への配当は全額支払われます。ただし、当社が直前の事業年度において当社優先株式に対して配当を支払わなかった場合や、自己資本比率又は Tier1 比率が規制上の最低基準を下回る場合など所定の事由が生じた場合は、優先出資証券への配当は支払われません。
残余財産請求権	優先出資証券の保有者は、当社優先株式と実質的に同順位の残余財産請求権を保有します。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から 5 年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
資本事由による特別任意償還特約	資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、追加的な費用が発生する場合又は発生するおそれがある旨の法律意見書を受領している場合など）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

< 契約内容の概要 >

1	発行者	MTH Preferred Capital 4 (Cayman) Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : KYG631852046
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier 1 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
7	銘柄、名称又は種類	配当非累積型永久優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	10,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	少数株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 16 年 3 月 22 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 26 年 7 月 25 日 償還金額：1 口につき 1,000,000 円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由及び資本事由 償還金額：1 口につき 1,000,000 円に未払い配当相当額を加算した額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 26 年 7 月以降の各配当支払日（1 月 25 日及び 7 月 25 日） 償還金額：1 口につき 1,000,000 円
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	変動
18	配当率又は利率	年 3.86%（注 1） 6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動配当
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）相対取引により発行された優先出資証券の利率については、基準日における同種の優先出資証券各資本調達手段の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

< 契約内容の詳細 >

前述の優先出資証券は、海外特別目的会社の発行する優先出資証券であり、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 非累積的永久優先出資であること
- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 発行代り金が即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当社及び当社の子会社の損失の補てんに充当されるものであること

なお、前述の優先出資証券には、各種の特約等が付されておりますが、かかる特約等の概要は以下のとおりです。

配当支払の内容	当社の分配可能額の限度内で、当社優先株式への配当支払に準じた計算により発行者である海外特別目的会社から支払われます。また、当社が直前の事業年度に当社普通株式への配当を実施した場合は、原則として優先出資証券への配当は全額支払われます。ただし、当社が直前の事業年度において当社優先株式に対して配当を支払わなかった場合や、自己資本比率又は Tier1 比率が規制上の最低基準を下回る場合など所定の事由が生じた場合は、優先出資証券への配当は支払われません。
残余財産請求権	優先出資証券の保有者は、当社優先株式と実質的に同順位の残余財産請求権を保有します。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から 5 年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
資本事由による特別任意償還特約	資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、追加的な費用が発生する場合又は発生するおそれがある旨の法律意見書を受領している場合など）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

< 契約内容の概要 >

1	発行者	MTH Preferred Capital 5 (Cayman) Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0288243271
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier 1 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
7	銘柄、名称又は種類	配当非累積型永久優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	33,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	33,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	少数株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 19 年 3 月 1 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 29 年 7 月 25 日 償還金額：1 口につき 100,000,000 円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由及び資本事由 償還金額：1 口につき 100,000,000 円 に未払い配当相当額を加算した額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 29 年 7 月以降の各配当支払日（1 月 25 日及び 7 月 25 日） 償還金額：1 口につき 100,000,000 円
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	平成 29 年 7 月の配当支払日まで： 年 3.02%（固定配当） それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動配当
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

＜契約内容の詳細＞

前述の優先出資証券は、海外特別目的会社の発行する優先出資証券であり、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 非累積的永久優先出資であること
- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 発行代り金が即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当社及び当社の子会社の損失の補てんに充当されるものであること

なお、前述の優先出資証券には、各種の特約等が付されておりますが、かかる特約等の概要は以下のとおりです。

配当支払の内容	当社の分配可能額の限度内で、当社優先株式への配当支払に準じた計算により発行者である海外特別目的会社から支払われます。また、当社が直前の事業年度に当社普通株式への配当を実施した場合は、原則として優先出資証券への配当は全額支払われます。ただし、当社が直前の事業年度において当社優先株式に対して配当を支払わなかった場合や、自己資本比率又は Tier1 比率が規制上の最低基準を下回る場合など所定の事由が生じた場合は、優先出資証券への配当は支払われません。
残余財産請求権	優先出資証券の保有者は、当社優先株式と実質的に同順位の残余財産請求権を保有します。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から 5 年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
資本事由による特別任意償還特約	資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、追加的な費用が発生する場合又は発生するおそれがある旨の法律意見書を受領している場合など）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

< 契約内容の概要 >

1	発行者	CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0344407191
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier 1 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
7	銘柄、名称又は種類	配当非累積型永久優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	42,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	42,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	少数株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 2 月 15 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 30 年 7 月 25 日 償還金額：1 口につき 100,000,000 円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由及び資本事由 償還金額：1 口につき 100,000,000 円 に未払い配当相当額を加算した額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 30 年 7 月以降の各配当支払日（1 月 25 日及び 7 月 25 日） 償還金額：1 口につき 100,000,000 円
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	平成 30 年 7 月の配当支払日まで： 年 3.52%（固定配当） それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動配当
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

＜契約内容の詳細＞

前述の優先出資証券は、海外特別目的会社の発行する優先出資証券であり、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 非累積的永久優先出資であること
- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 発行代り金が即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当社及び当社の子会社の損失の補てんに充当されるものであること

なお、前述の優先出資証券には、各種の特約等が付されておりますが、かかる特約等の概要は以下のとおりです。

配当支払の内容	当社の分配可能額の限度内で、当社優先株式への配当支払に準じた計算により発行者である海外特別目的会社から支払われます。また、当社が直前の事業年度に当社普通株式への配当を実施した場合は、原則として優先出資証券への配当は全額支払われます。ただし、当社が直前の事業年度において当社優先株式に対して配当を支払わなかった場合や、自己資本比率又は Tier1 比率が規制上の最低基準を下回る場合など所定の事由が生じた場合は、優先出資証券への配当は支払われません。
残余財産請求権	優先出資証券の保有者は、当社優先株式と実質的に同順位の残余財産請求権を保有します。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から 5 年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
資本事由による特別任意償還特約	資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、追加的な費用が発生する場合又は発生するおそれがある旨の法律意見書を受領している場合など）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

< 契約内容の概要 >

1	発行者	CMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0395694853
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier 1 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
7	銘柄、名称又は種類	配当非累積型永久優先出資証券（シリーズA）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	10,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	少数株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 12 月 16 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 31 年 7 月 25 日 償還金額：1 口につき 100,000,000 円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由及び資本事由 償還金額：1 口につき 100,000,000 円に未払い配当相当額を加算した額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 31 年 7 月以降の各配当支払日（1 月 25 日及び 7 月 25 日） 償還金額：1 口につき 100,000,000 円
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	平成 31 年 7 月の配当支払日まで：年 5.09%（固定配当） それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動配当
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

＜契約内容の詳細＞

前述の優先出資証券は、海外特別目的会社の発行する優先出資証券であり、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 非累積的永久優先出資であること
- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 発行代り金が即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当社及び当社の子会社の損失の補てんに充当されるものであること

なお、前述の優先出資証券には、各種の特約等が付されておりますが、かかる特約等の概要は以下のとおりです。

配当支払の内容	当社の分配可能額の限度内で、当社優先株式への配当支払に準じた計算により発行者である海外特別目的会社から支払われます。また、当社が直前の事業年度に当社普通株式への配当を実施した場合は、原則として優先出資証券への配当は全額支払われます。ただし、当社が直前の事業年度において当社優先株式に対して配当を支払わなかった場合や、自己資本比率又は Tier1 比率が規制上の最低基準を下回る場合など所定の事由が生じた場合は、優先出資証券への配当は支払われません。
残余財産請求権	優先出資証券の保有者は、当社優先株式と実質的に同順位の残余財産請求権を保有します。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から 5 年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
資本事由による特別任意償還特約	資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、追加的な費用が発生する場合又は発生するおそれがある旨の法律意見書を受領している場合など）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

< 契約内容の概要 >

1	発行者	CMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0395874679
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier 1 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
7	銘柄、名称又は種類	配当非累積型永久優先出資証券（シリーズB）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	31,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	31,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	少数株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 12 月 16 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 31 年 7 月 25 日 償還金額：1 口につき 100,000,000 円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由及び資本事由 償還金額：1 口につき 100,000,000 円に未払い配当相当額を加算した額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 31 年 7 月以降の各配当支払日（1 月 25 日及び 7 月 25 日） 償還金額：1 口につき 100,000,000 円
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	平成 31 年 7 月の配当支払日まで：年 5.59%（固定配当） それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動配当
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

＜契約内容の詳細＞

前述の優先出資証券は、海外特別目的会社の発行する優先出資証券であり、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 非累積的永久優先出資であること
- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 発行代り金が即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当社及び当社の子会社の損失の補てんに充当されるものであること

なお、前述の優先出資証券には、各種の特約等が付されておりますが、かかる特約等の概要は以下のとおりです。

配当支払の内容	当社の分配可能額の限度内で、当社優先株式への配当支払に準じた計算により発行者である海外特別目的会社から支払われます。また、当社が直前の事業年度に当社普通株式への配当を実施した場合は、原則として優先出資証券への配当は全額支払われます。ただし、当社が直前の事業年度において当社優先株式に対して配当を支払わなかった場合や、自己資本比率又は Tier1 比率が規制上の最低基準を下回る場合など所定の事由が生じた場合は、優先出資証券への配当は支払われません。
残余財産請求権	優先出資証券の保有者は、当社優先株式と実質的に同順位の残余財産請求権を保有します。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から 5 年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
資本事由による特別任意償還特約	資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、追加的な費用が発生する場合又は発生するおそれがある旨の法律意見書を受領している場合など）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

< 契約内容の概要 >

1	発行者	STB Preferred Capital 2 (Cayman) Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0236958046
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier 1 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 配当非累積型永久優先出資証券
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	50,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	50,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	少数株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 17 年 12 月 7 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 25 年 1 月 25 日 償還金額：1 口につき 10,000,000 円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由及び資本事由 償還金額：1 口につき 10,000,000 円 に未払い配当相当額を加算した額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 25 年 1 月以降の各配当支払日（1 月 25 日及び 7 月 25 日） 償還金額：1 口につき 10,000,000 円
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	平成 28 年 1 月の配当支払日まで： 年 2.80%（固定配当） それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動配当
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

< 契約内容の詳細 >

前述の優先出資証券は、海外特別目的会社の発行する優先出資証券であり、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 非累積的永久優先出資であること
- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 発行代り金が即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当社の子会社である三井住友信託銀行株式会社（以下、「銀行」という。）及び銀行の子会社の損失の補てんに充当されるものであること

なお、前述の優先出資証券には、各種の特約等が付されておりますが、かかる特約等の概要は以下のとおりです。

配当支払の内容	銀行の分配可能額の限度内で、銀行優先株式への配当支払に準じた計算により発行者である海外特別目的会社から支払われます。また、銀行が直前の事業年度に銀行普通株式への配当を実施した場合は、原則として優先出資証券への配当は全額支払われます。ただし、銀行が直前の事業年度において銀行優先株式に対して配当を支払わなかった場合や、自己資本比率又は Tier1 比率が規制上の最低基準を下回る場合など所定の事由が生じた場合は、優先出資証券への配当は支払われません。
残余財産請求権	優先出資証券の保有者は、銀行優先株式と実質的に同順位の残余財産請求権を保有します。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から 5 年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
資本事由による特別任意償還特約	資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、追加的な費用が発生する場合又は発生するおそれがある旨の法律意見書を受領している場合など）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

< 契約内容の概要 >

1	発行者	STB Preferred Capital 3 (Cayman) Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0289255225
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier 1 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社
7	銘柄、名称又は種類	配当非累積型永久優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	50,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	50,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	少数株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 19 年 3 月 2 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 29 年 7 月 25 日 償還金額：1 口につき 10,000,000 円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由及び資本事由 償還金額：1 口につき 10,000,000 円 に未払い配当相当額を加算した額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 29 年 7 月以降の各配当支払日（1 月 25 日及び 7 月 25 日） 償還金額：1 口につき 10,000,000 円
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	平成 29 年 7 月の配当支払日まで： 年 2.83%（固定配当） それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動配当
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

＜契約内容の詳細＞

前述の優先出資証券は、海外特別目的会社の発行する優先出資証券であり、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 非累積的永久優先出資であること
- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 発行代り金が即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当社の子会社である三井住友信託銀行株式会社（以下、「銀行」という。）及び銀行の子会社の損失の補てんに充当されるものであること

なお、前述の優先出資証券には、各種の特約等が付されておりますが、かかる特約等の概要は以下のとおりです。

配当支払の内容	銀行の分配可能額の限度内で、銀行優先株式への配当支払に準じた計算により発行者である海外特別目的会社から支払われます。また、銀行が直前の事業年度に銀行普通株式への配当を実施した場合は、原則として優先出資証券への配当は全額支払われます。ただし、銀行が直前の事業年度において銀行優先株式に対して配当を支払わなかった場合や、自己資本比率又は Tier1 比率が規制上の最低基準を下回る場合など所定の事由が生じた場合は、優先出資証券への配当は支払われません。
残余財産請求権	優先出資証券の保有者は、銀行優先株式と実質的に同順位の残余財産請求権を保有します。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から 5 年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
資本事由による特別任意償還特約	資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、追加的な費用が発生する場合又は発生するおそれがある旨の法律意見書を受領している場合など）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

< 契約内容の概要 >

1	発行者	STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0367331526
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier 1 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社
7	銘柄、名称又は種類	配当非累積型永久優先出資証券（シリーズA）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	56,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	56,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	少数株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 6 月 24 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 30 年 7 月 25 日 償還金額：1 口につき 10,000,000 円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由及び資本事由 償還金額：1 口につき 10,000,000 円に未払い配当相当額を加算した額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 30 年 7 月以降の各配当支払日（1 月 25 日及び 7 月 25 日） 償還金額：1 口につき 10,000,000 円
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	平成 30 年 7 月の配当支払日まで：年 3.94%（固定配当） それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動配当
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

＜契約内容の詳細＞

前述の優先出資証券は、海外特別目的会社の発行する優先出資証券であり、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 非累積的永久優先出資であること
- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 発行代り金が即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当社の子会社である三井住友信託銀行株式会社（以下、「銀行」という。）及び銀行の子会社の損失の補てんに充当されるものであること

なお、前述の優先出資証券には、各種の特約等が付されておりますが、かかる特約等の概要は以下のとおりです。

配当支払の内容	銀行の分配可能額の限度内で、銀行優先株式への配当支払に準じた計算により発行者である海外特別目的会社から支払われます。また、銀行が直前の事業年度に銀行普通株式への配当を実施した場合は、原則として優先出資証券への配当は全額支払われます。ただし、銀行が直前の事業年度において銀行優先株式に対して配当を支払わなかった場合や、自己資本比率又は Tier1 比率が規制上の最低基準を下回る場合など所定の事由が生じた場合は、優先出資証券への配当は支払われません。
残余財産請求権	優先出資証券の保有者は、銀行優先株式と実質的に同順位の残余財産請求権を保有します。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から 5 年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
資本事由による特別任意償還特約	資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、追加的な費用が発生する場合又は発生するおそれがある旨の法律意見書を受領している場合など）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

< 契約内容の概要 >

1	発行者	STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0367332250
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier 1 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社
7	銘柄、名称又は種類	配当非累積型永久優先出資証券（シリーズB）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	54,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	54,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	少数株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 6 月 24 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 30 年 7 月 25 日 償還金額：1 口につき 10,000,000 円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由及び資本事由 償還金額：1 口につき 10,000,000 円に未払い配当相当額を加算した額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 30 年 7 月以降の各配当支払日（1 月 25 日及び 7 月 25 日） 償還金額：1 口につき 10,000,000 円
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	平成 30 年 7 月の配当支払日まで：年 4.44%（固定配当） それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動配当
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

< 契約内容の詳細 >

前述の優先出資証券は、海外特別目的会社の発行する優先出資証券であり、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 非累積的永久優先出資であること
- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 発行代り金が即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当社の子会社である三井住友信託銀行株式会社（以下、「銀行」という。）及び銀行の子会社の損失の補てんに充当されるものであること

なお、前述の優先出資証券には、各種の特約等が付されておりますが、かかる特約等の概要は以下のとおりです。

配当支払の内容	銀行の分配可能額の限度内で、銀行優先株式への配当支払に準じた計算により発行者である海外特別目的会社から支払われます。また、銀行が直前の事業年度に銀行普通株式への配当を実施した場合は、原則として優先出資証券への配当は全額支払われます。ただし、銀行が直前の事業年度において銀行優先株式に対して配当を支払わなかった場合や、自己資本比率又は Tier1 比率が規制上の最低基準を下回る場合など所定の事由が生じた場合は、優先出資証券への配当は支払われません。
残余財産請求権	優先出資証券の保有者は、銀行優先株式と実質的に同順位の残余財産請求権を保有します。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から 5 年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
資本事由による特別任意償還特約	資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、追加的な費用が発生する場合又は発生するおそれがある旨の法律意見書を受領している場合など）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

< 契約内容の概要 >

1	発行者	STB Preferred Capital 5 (Cayman) Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0403975583
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier 1 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 配当非累積型永久優先出資証券
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	70,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	70,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	少数株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 12 月 18 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 26 年 1 月 25 日 償還金額：1 口につき 10,000,000 円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由及び資本事由 償還金額：1 口につき 10,000,000 円 に未払い配当相当額を加算した額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 26 年 1 月以降 の各配当支払日（1 月 25 日及び 7 月 25 日） 償還金額：1 口につき 10,000,000 円
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	平成 26 年 1 月の配当支払日まで： 年 4.99%（固定配当） それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする 変動配当
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

＜契約内容の詳細＞

前述の優先出資証券は、海外特別目的会社の発行する優先出資証券であり、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 非累積的永久優先出資であること
- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 発行代り金が即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当社の子会社である三井住友信託銀行株式会社（以下、「銀行」という。）及び銀行の子会社の損失の補てんに充当されるものであること

なお、前述の優先出資証券には、各種の特約等が付されておりますが、かかる特約等の概要は以下のとおりです。

配当支払の内容	銀行の分配可能額の限度内で、銀行優先株式への配当支払に準じた計算により発行者である海外特別目的会社から支払われます。また、銀行が直前の事業年度に銀行普通株式への配当を実施した場合は、原則として優先出資証券への配当は全額支払われます。ただし、銀行が直前の事業年度において銀行優先株式に対して配当を支払わなかった場合や、自己資本比率又は Tier1 比率が規制上の最低基準を下回る場合など所定の事由が生じた場合は、優先出資証券への配当は支払われません。
残余財産請求権	優先出資証券の保有者は、銀行優先株式と実質的に同順位の残余財産請求権を保有します。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から 5 年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
資本事由による特別任意償還特約	資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、追加的な費用が発生する場合又は発生するおそれがある旨の法律意見書を受領している場合など）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び保有者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP351850A2M6（JP90BZ0000N3、JP90BZ0000M5、JP90BZ0000L7）
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社
7	銘柄、名称又は種類	中央三井信託銀行株式会社第 2 回無担保変動利付永久社債（劣後特約及び券面分割禁止制限付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	16,100 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	16,100 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 14 年 9 月 25 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 34 年 9 月 25 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 34 年 9 月以降の各利払日（3 月 25 日及び 9 月 25 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 平成 34 年 9 月の利払日まで：10 年円スワップ金利を基準とする変動金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が５年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

利息繰延特約	発行者において、繰延事由（①分配可能額がない場合、②自己資本比率が規制上の最低要求水準の５０％を下回っている場合、または③債務超過となっている場合もしくは前述の劣後債務に係る利払いを行った結果、債務超過状態になる場合）が発生した場合には、利息支払い義務の延期が認められる旨の特約が付されています。
劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から５年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP340500A426
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社第 2 回無担保社債（劣後特約付）
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	3,729 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	30,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 16 年 2 月 12 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 26 年 2 月 12 日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 1.98%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が５年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
------	--

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP340500A442
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社第 3 回無担保社債（劣後特約付）
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	6,615 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	40,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 16 年 4 月 28 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 26 年 4 月 28 日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 1.94%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が５年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
------	--

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP351850A512
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 中央三井信託銀行株式会社第 3 回無担保社債（劣後特約付）
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	12,639 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	40,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 17 年 1 月 28 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 27 年 1 月 28 日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 2.03%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が５年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
------	--

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：US17133PAA66、USJ0753MAA83
3	準拠法	米国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 米ドル建劣後特約付無担保永久社債
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	74,903 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	74,903 百万円 (759 百万米ドル)
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 17 年 2 月 24 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 27 年 4 月 15 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由 償還金額：社債額面の 100%に経過利息及び未払いの繰延利息を加えた額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 27 年 4 月以降の各利払日（1 月 15 日、4 月 15 日、7 月 15 日及び 10 月 15 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	平成 27 年 4 月の利払日まで： 年 5.506%（固定金利） それ以降： 3 ヶ月米ドル LIBOR+2.49%（変動金利）
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が５年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

利息繰延特約	発行者において、繰延事由（①分配可能額がない場合、②自己資本比率が規制上の最低要求水準の５０％を下回っている場合、または③債務超過となっている場合もしくは前述の劣後債務に係る利払いを行った結果、債務超過状態になる場合）が発生した場合には、利息支払い義務の延期が認められる旨の特約が付されています。
劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から５年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、発行者の法人税算定上、前述の劣後債務に係る利払いが損金と認定されなくなった場合など）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP340500A541
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社第 4 回無担保社債（劣後特約付）
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,956 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	30,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 17 年 4 月 28 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 27 年 4 月 28 日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 1.67%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
------	--

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP340500A640
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社第 5 回無担保社債（劣後特約付）
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	28,236 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	50,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 18 年 4 月 27 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 28 年 4 月 27 日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 2.25%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
------	--

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP340500B648
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 住友信託銀行株式会社第 6 回無担保社債（劣後特約付）
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	19,994 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	20,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 18 年 4 月 27 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 38 年 4 月 27 日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 2.78%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が５年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
------	--

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP340500A756
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社第 7 回無担保社債（劣後特約付）
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	38,598 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	50,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 19 年 5 月 10 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 29 年 5 月 10 日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 1.95%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
------	--

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP340500B754
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社第 8 回無担保社債（劣後特約付）
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	9,994 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	10,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 19 年 5 月 10 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 39 年 5 月 10 日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 2.49%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
------	--

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 劣後借入金
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	25,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	25,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 19 年 9 月 28 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 34 年 9 月 30 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 29 年 9 月末日 償還金額：借入金元本の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 29 年 9 月以降 の各利払日（3 月末日及び 9 月末日） 償還金額：借入金元本の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 平成 29 年 9 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする 変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社
7	銘柄、名称又は種類	劣後借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	5,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	5,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 19 年 9 月 28 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 26 年 10 月 1 日 償還金額：借入金元本の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由 償還金額：借入金元本の 100%に経過利息及び未払いの繰延利息を加えた額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 26 年 10 月以降の各利払日（4 月 1 日及び 10 月 1 日） 償還金額：借入金元本の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 平成 26 年 10 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

利息繰延特約	発行者において、繰延事由（①分配可能額がない場合、②自己資本比率が規制上の最低要求水準の50%を下回っている場合、または③債務超過となっている場合もしくは前述の劣後債務に係る利払いを行った結果、債務超過状態になる場合）が発生した場合には、利息支払い義務の延期が認められる旨の特約が付されています。
劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、発行者の法人税算定上、前述の劣後債務に係る利払いが損金と認定されなくなった場合など）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社
7	銘柄、名称又は種類	劣後借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	20,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	20,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 12 月 26 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 30 年 12 月 26 日 償還金額：借入金元本の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由 償還金額：借入金元本の 100%に経過利息及び未払いの繰延利息を加えた額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 30 年 12 月以降の各利払日(6 月 26 日及び 12 月 26 日) 償還金額：借入金元本の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年 2.38% (注 1) 平成 30 年 12 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

(注 1) 私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率(少数点第 3 位を四捨五入)を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

利息繰延特約	発行者において、繰延事由（①分配可能額がない場合、②自己資本比率が規制上の最低要求水準の50%を下回っている場合、または③債務超過となっている場合もしくは前述の劣後債務に係る利払いを行った結果、債務超過状態になる場合）が発生した場合には、利息支払い義務の延期が認められる旨の特約が付されています。
劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、発行者の法人税算定上、前述の劣後債務に係る利払いが損金と認定されなくなった場合など）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社
7	銘柄、名称又は種類	劣後借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	20,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	20,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 12 月 26 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 27 年 12 月 26 日 償還金額：借入金元本の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由 償還金額：借入金元本の 100%に経過利息及び未払いの繰延利息を加えた額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 27 年 12 月以降の各利払日(6 月 26 日及び 12 月 26 日) 償還金額：借入金元本の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年 2.38% (注 1) 平成 27 年 12 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

(注 1) 私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率(少数点第 3 位を四捨五入)を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

利息繰延特約	発行者において、繰延事由（①分配可能額がない場合、②自己資本比率が規制上の最低要求水準の50%を下回っている場合、または③債務超過となっている場合もしくは前述の劣後債務に係る利払いを行った結果、債務超過状態になる場合）が発生した場合には、利息支払い義務の延期が認められる旨の特約が付されています。
劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、発行者の法人税算定上、前述の劣後債務に係る利払いが損金と認定されなくなった場合など）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社
7	銘柄、名称又は種類	劣後借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	5,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	5,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 12 月 26 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 32 年 12 月 28 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 27 年 12 月 28 日 償還金額：借入金元本の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	なし
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 平成 27 年 12 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社
7	銘柄、名称又は種類	劣後借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	5,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	5,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 12 月 26 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 30 年 12 月 26 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 25 年 12 月 26 日 償還金額：借入金元本の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	なし
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 平成 25 年 12 月の利払日まで；固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

＜契約内容の詳細＞

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社
7	銘柄、名称又は種類	劣後借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	10,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 12 月 29 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 25 年 12 月 29 日 償還金額：借入金元本の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由 償還金額：借入金元本の 100%に経過利息及び未払いの繰延利息を加えた額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 25 年 12 月以降の各利払日(6 月 29 日及び 12 月 29 日) 償還金額：借入金元本の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年 2.38% (注 1) 平成 25 年 12 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

(注 1) 私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率(少数点第 3 位を四捨五入)を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

利息繰延特約	発行者において、繰延事由（①分配可能額がない場合、②自己資本比率が規制上の最低要求水準の50%を下回っている場合、または③債務超過となっている場合もしくは前述の劣後債務に係る利払いを行った結果、債務超過状態になる場合）が発生した場合には、利息支払い義務の延期が認められる旨の特約が付されています。
劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、発行者の法人税算定上、前述の劣後債務に係る利払いが損金と認定されなくなった場合など）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 劣後借入金
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	2,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	2,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 12 月 29 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 30 年 12 月 29 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 25 年 12 月 29 日 償還金額：借入金元本の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 25 年 12 月以降 の各利払日（6 月 29 日及び 12 月 29 日） 償還金額：借入金元本の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 平成 25 年 12 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする 変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 劣後借入金
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	3,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	3,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 21 年 3 月 6 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 31 年 3 月 6 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 26 年 3 月 6 日 償還金額：借入金元本の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 26 年 3 月以降 の各利払日（3 月 6 日及び 9 月 6 日） 償還金額：借入金元本の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 平成 26 年 3 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする 変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 劣後借入金
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	40,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	40,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 21 年 4 月 30 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 31 年 4 月 30 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 26 年 4 月末日 償還金額：借入金元本の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 26 年 4 月以降 の各利払日（4 月末日及び 10 月末日） 償還金額：借入金元本の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP351850A9H1
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社
7	銘柄、名称又は種類	中央三井信託銀行株式会社第 6 回期限前償還条項付無担保社債（永久劣後特約付及び分割制限付少数人数私募）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	10,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 21 年 5 月 15 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 31 年 5 月 15 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 31 年 5 月以降の各利払日（5 月 15 日及び 11 月 15 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 平成 31 年 5 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

利息繰延特約	発行者において、繰延事由（①分配可能額がない場合、②自己資本比率が規制上の最低要求水準の50%を下回っている場合、または③債務超過となっている場合もしくは前述の劣後債務に係る利払いを行った結果、債務超過状態になる場合）が発生した場合には、利息支払い義務の延期が認められる旨の特約が付されています。
劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP340500A954
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 住友信託銀行株式会社第 9 回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	35,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	35,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 21 年 5 月 29 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 31 年 5 月 29 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 26 年 5 月 29 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 26 年 5 月以降の 各利払日（5 月 29 日及び 11 月 29 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	平成 26 年 5 月の利払日まで： 年 2.14%（固定金利） それ以降： 6 ヶ月円 LIBOR+2.65%（変動金利）
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP340500B952
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 住友信託銀行株式会社第 10 回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	20,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	20,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 21 年 5 月 29 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 31 年 5 月 29 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 26 年 5 月 29 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 26 年 5 月以降の 各利払日（5 月 29 日及び 11 月 29 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	変動
18	配当率又は利率	平成 26 年 5 月の利払日まで： 6 ヶ月円 LIBOR+1.15% それ以降： 6 ヶ月円 LIBOR+2.65%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 劣後借入金
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	20,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	20,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 21 年 9 月 30 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 31 年 9 月 30 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 26 年 9 月末日 償還金額：借入金元本の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 26 年 9 月以降 の各利払日（3 月末日及び 9 月末日） 償還金額：借入金元本の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 平成 26 年 9 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする 変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

＜契約内容の詳細＞

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 劣後借入金
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	5,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	5,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 21 年 10 月 30 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 33 年 10 月末日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 28 年 10 月末日 償還金額：借入金元本の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 28 年 10 月以降の各利払日（4 月末日及び 10 月末日） 償還金額：借入金元本の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 平成 28 年 10 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP351850A9C2
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社
7	銘柄、名称又は種類	中央三井信託銀行株式会社第 8 回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	25,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	25,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 21 年 12 月 18 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 32 年 1 月 28 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 27 年 1 月 28 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 27 年 1 月以降の各利払日（1 月 28 日及び 7 月 28 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	平成 27 年 1 月の利払日まで： 年 1.51%（固定金利） それ以降： 6 ヶ月円 LIBOR+2.23%（変動金利）
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP351850B9C1
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 中央三井信託銀行株式会社第 9 回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	18,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	18,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 21 年 12 月 18 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 32 年 1 月 28 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 27 年 1 月 28 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 27 年 1 月以降の各利払日（1 月 28 日及び 7 月 28 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	変動
18	配当率又は利率	平成 27 年 1 月の利払日まで： 6 ヶ月円 LIBOR+0.73% それ以降： 6 ヶ月円 LIBOR+2.23%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社
7	銘柄、名称又は種類	劣後借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	5,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	5,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 22 年 4 月 30 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 32 年 4 月末日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 27 年 4 月末日 償還金額：借入金元本の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：資本事由 償還金額：借入金元本の 100%に経過利息を加えた額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 27 年 4 月以降の各利払日（4 月末日及び 10 月末日） 償還金額：借入金元本の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1）
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1） 私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

＜契約内容の詳細＞

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
資本事由による特別任意償還特約	資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP340500AA76
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社第 11 回無担保社債（劣後特約付）
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	50,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	50,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 22 年 7 月 23 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 32 年 7 月 23 日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 1.559%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
------	--

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP340500AAB0
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 住友信託銀行株式会社第 12 回無担保社債（劣後特約付）
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	40,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	40,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 22 年 11 月 11 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 32 年 11 月 11 日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 1.373%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
------	--

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP351850AAC3
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 中央三井信託銀行株式会社第 10 回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	10,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 22 年 12 月 10 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 33 年 1 月 28 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 28 年 1 月 28 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 28 年 1 月以降の各利払日（1 月 28 日及び 7 月 28 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	平成 28 年 1 月の利払日まで： 年 1.17%（固定金利） それ以降： 6 ヶ月円 LIBOR+0.50%（変動金利）
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP351850BAC1
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 中央三井信託銀行株式会社第 11 回無担保社債（劣後特約付）
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	30,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	30,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 22 年 12 月 10 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 33 年 1 月 28 日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 1.64%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

＜契約内容の詳細＞

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
------	--

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP340500AB67
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 住友信託銀行株式会社第 13 回無担保社債（劣後特約付）
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	20,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	20,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 23 年 6 月 15 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 38 年 6 月 15 日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 2.341%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
------	--

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP340500AB91
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 住友信託銀行株式会社第 14 回無担保社債（劣後特約付）
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	23,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	23,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 23 年 9 月 28 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 38 年 9 月 28 日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 2.159%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

＜契約内容の詳細＞

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
------	--

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 劣後借入金
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	5,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	5,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 23 年 11 月 17 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 38 年 11 月 17 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	なし
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：資本事由（但し、償還可能日は平成 33 年 11 月 17 日以降） 償還金額：借入金元本の 100%に経過利息を加えた額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	なし
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1）
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1） 私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
資本事由による特別任意償還特約	資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP340500AC33
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 住友信託銀行株式会社第 15 回無担保社債（劣後特約付）
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	40,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	40,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 24 年 3 月 22 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 34 年 3 月 22 日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 1.62%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
------	--

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 劣後借入金
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	5,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	5,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 24 年 8 月 31 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 37 年 8 月 29 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 34 年 3 月 31 日 償還金額：借入金元本の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：資本事由 償還金額：借入金元本の 100%に経過利息を加えた額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	なし
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1）
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1） 私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

＜契約内容の詳細＞

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
資本事由による特別任意償還特約	資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：XS0822332457
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社
7	銘柄、名称又は種類	ユーロ円建劣後特約付社債
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,500 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	1,500 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 24 年 9 月 5 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 37 年 3 月 31 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 34 年 3 月 31 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 34 年 3 月以降 の各利払日（3 月末日及び 9 月末日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1）
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社
7	銘柄、名称又は種類	劣後借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	15,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	15,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 24 年 9 月 11 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 37 年 9 月 11 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	なし
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：資本事由（但し、償還可能日は平成 34 年 3 月 31 日以降） 償還金額：借入金元本の 100%に経過利息を加えた額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	なし
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1）
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1） 私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
資本事由による特別任意償還特約	資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：JP340500AC90
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社第 1 回無担保社債（劣後特約付）
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	40,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	40,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 24 年 9 月 20 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 34 年 9 月 20 日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 1.389%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

＜契約内容の詳細＞

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
------	--

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 劣後借入金
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	5,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	5,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 24 年 9 月 28 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 37 年 9 月末日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 34 年 3 月 31 日 償還金額：借入金元本の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：資本事由 償還金額：借入金元本の 100%に経過利息を加えた額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	なし
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1）
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1） 私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

＜契約内容の詳細＞

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
資本事由による特別任意償還特約	資本事由（自己資本比率規制等の変更または改正等により、調達した資金が規制資本としての適格性を失う又は失うおそれがある場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	三井住友信託銀行株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 劣後借入金
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	20,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	20,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 24 年 10 月 31 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 37 年 10 月 31 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 34 年 3 月 31 日 償還金額：借入金元本の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	なし
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1）
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	STB Finance Cayman Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0245183883
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 ユーロ円建劣後特約付社債
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	10,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 18 年 2 月 22 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 33 年 2 月 22 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 28 年 2 月 22 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由 償還金額：社債額面の 100%に経過利息を加えた額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 28 年 2 月以降の各利払日（2 月 22 日及び 8 月 22 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 平成 28 年 2 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。なお、前述の劣後債務の元利金等の支払いには当社子会社である三井住友信託銀行株式会社による劣後保証が付されておりますが、同保証に係る債権には劣後特約が付されていません。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、追加的な費用が発生する場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	STB Finance Cayman Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：XS0265750017
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 ユーロ円建劣後特約付社債
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	3,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	3,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 18 年 9 月 4 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 25 年 9 月 4 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由 償還金額：社債額面の 100%に経過利息及び未払いの繰延利息を加えた額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 25 年 9 月以降の各利払日（3 月 4 日及び 9 月 4 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 平成 25 年 9 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項なし

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

利息繰延特約	当子会社である三井住友信託銀行株式会社（以下、「銀行」という。）において、繰延事由（①分配可能額がない場合、②自己資本比率が規制上の最低要求水準の50%を下回っている場合、または③債務超過となっている場合もしくは前述の劣後債務に係る利払いを行った結果、債務超過状態になる場合）が発生した場合には、利息支払い義務の延期が認められる旨の特約が付されています。
劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。なお、前述の劣後債務の元利金等の支払いには銀行による劣後保証が付されておりますが、同保証に係る債権には劣後特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、追加的な費用が発生する場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	STB Finance Cayman Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0378931702
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 ユーロ円建劣後特約付社債
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	12,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	12,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 7 月 29 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 30 年 7 月 30 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 25 年 7 月 30 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 25 年 7 月以降 の各利払日（1 月 30 日及び 7 月 30 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

＜契約内容の詳細＞

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。なお、前述の劣後債務の元利金等の支払いには当社子会社である三井住友信託銀行株式会社による劣後保証が付されておりますが、同保証に係る債権には劣後特約が付されていません。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	STB Finance Cayman Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0378931611
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 ユーロ円建劣後特約付社債
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	8,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	8,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 7 月 29 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 30 年 7 月 30 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 25 年 7 月 30 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由 償還金額：社債額面の 100%に経過利息を加えた額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 25 年 7 月以降の各利払日（1 月 30 日及び 7 月 30 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 平成 25 年 7 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。なお、前述の劣後債務の元利金等の支払いには当社子会社である三井住友信託銀行株式会社による劣後保証が付されておりますが、同保証に係る債権には劣後特約が付されていません。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、追加的な費用が発生する場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	STB Finance Cayman Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0388028952
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 ユーロ円建劣後特約付社債
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	2,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	2,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 9 月 25 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 30 年 9 月 26 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 25 年 9 月 26 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 25 年 9 月以降 の各利払日（3 月 26 日及び 9 月 26 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

＜契約内容の詳細＞

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。なお、前述の劣後債務の元利金等の支払いには当社子会社である三井住友信託銀行株式会社による劣後保証が付されておりますが、同保証に係る債権には劣後特約が付されていません。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	STB Finance Cayman Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0388655440
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 ユーロ円建劣後特約付社債
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	2,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	2,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 9 月 26 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 30 年 9 月 26 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 25 年 9 月 26 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 25 年 9 月以降 の各利払日（3 月 26 日及び 9 月 26 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。なお、前述の劣後債務の元利金等の支払いには当社子会社である三井住友信託銀行株式会社による劣後保証が付されておりますが、同保証に係る債権には劣後特約が付されていません。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	STB Finance Cayman Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：XS0389511063
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 ユーロ円建劣後特約付社債
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	1,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 9 月 26 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 25 年 9 月 26 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 25 年 9 月以降 の各利払日（3 月 26 日及び 9 月 26 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

＜契約内容の詳細＞

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

利息繰延特約	当社子会社である三井住友信託銀行株式会社（以下、「銀行」という。）において、繰延事由（①分配可能額がない場合、②自己資本比率が規制上の最低要求水準の50%を下回っている場合、または③債務超過となっている場合もしくは前述の劣後債務に係る利払いを行った結果、債務超過状態になる場合）が発生した場合には、利息支払い義務の延期が認められる旨の特約が付されています。
劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。なお、前述の劣後債務の元利金等の支払いには銀行による劣後保証が付されておりますが、同保証に係る債権には劣後特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	STB Finance Cayman Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0388780420
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 ユーロ円建劣後特約付社債
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	1,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 9 月 26 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 30 年 9 月 26 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 25 年 9 月 26 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 25 年 9 月以降 の各利払日（3 月 26 日及び 9 月 26 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

＜契約内容の詳細＞

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。なお、前述の劣後債務の元利金等の支払いには当社子会社である三井住友信託銀行株式会社による劣後保証が付されておりますが、同保証に係る債権には劣後特約が付されていません。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	STB Finance Cayman Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0389060624
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 ユーロ円建劣後特約付社債
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	1,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 9 月 26 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 30 年 9 月 26 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 25 年 9 月 26 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 25 年 9 月以降 の各利払日（3 月 26 日及び 9 月 26 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。なお、前述の劣後債務の元利金等の支払いには当社子会社である三井住友信託銀行株式会社による劣後保証が付されておりますが、同保証に係る債権には劣後特約が付されていません。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	STB Finance Cayman Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0416163854
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 ユーロ円建劣後特約付社債
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	1,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 21 年 3 月 11 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 31 年 3 月 11 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 26 年 3 月 11 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 26 年 3 月以降 の各利払日（3 月 11 日及び 9 月 11 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

＜契約内容の詳細＞

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。なお、前述の劣後債務の元利金等の支払いには当社子会社である三井住友信託銀行株式会社による劣後保証が付されておりますが、同保証に係る債権には劣後特約が付されていません。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	STB Finance Cayman Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：XS0434714225
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 ユーロ円建劣後特約付社債
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	3,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	3,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 21 年 6 月 25 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 26 年 6 月 26 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由 償還金額：社債額面の 100%に経過利息及び未払いの繰延利息を加えた額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 26 年 6 月以降の各利払日（6 月 26 日及び 12 月 26 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 平成 26 年 6 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

利息繰延特約	当子会社である三井住友信託銀行株式会社（以下、「銀行」という。）において、繰延事由（①分配可能額がない場合、②自己資本比率が規制上の最低要求水準の50%を下回っている場合、または③債務超過となっている場合もしくは前述の劣後債務に係る利払いを行った結果、債務超過状態になる場合）が発生した場合には、利息支払い義務の延期が認められる旨の特約が付されています。
劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。なお、前述の劣後債務の元利金等の支払いには銀行による劣後保証が付されておりますが、同保証に係る債権には劣後特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、追加的な費用が発生する場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。

基準年月日： 平成 25 年 6 月 30 日

<契約内容の概要>

1	発行者	STB Finance Cayman Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN：XS0435245187
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社 ユーロ円建劣後特約付社債
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,000 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	1,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 21 年 6 月 25 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：平成 26 年 6 月 26 日 償還金額：社債額面の 100%
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	事由：税務事由 償還金額：社債額面の 100%に経過利息及び未払いの繰延利息を加えた額
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	任意償還可能日：平成 26 年 6 月以降の各利払日（6 月 26 日及び 12 月 26 日） 償還金額：社債額面の 100%
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年 2.38%（注 1） 平成 26 年 6 月の利払日まで：固定金利 それ以降：6 ヶ月円 LIBOR を基準とする変動金利
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	あり
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

（注 1）私募または相対取引による劣後債務の利率については、基準日における同種の劣後債務の適用利率の加重平均利率（少数点第 3 位を四捨五入）を記載しております。

<契約内容の詳細>

前述の劣後債務は、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- ・ 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であること

なお、前述の劣後債務には特約等が付されておりますが、かかる特約の概要は以下のとおりです。

利息繰延特約	当子会社である三井住友信託銀行株式会社（以下、「銀行」という。）において、繰延事由（①分配可能額がない場合、②自己資本比率が規制上の最低要求水準の50%を下回っている場合、または③債務超過となっている場合もしくは前述の劣後債務に係る利払いを行った結果、債務超過状態になる場合）が発生した場合には、利息支払い義務の延期が認められる旨の特約が付されています。
劣後特約	発行者において、劣後事由（①破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、②会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、③民事再生手続（簡易再生・同意再生を除く）開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、または④日本以外の国における類似の倒産手続が①～③に準じて行われる場合）が発生した場合、元利金の支払請求権は上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金の支払請求権の効力が発生する旨の特約が付されています。なお、前述の劣後債務の元利金等の支払いには銀行による劣後保証が付されておりますが、同保証に係る債権には劣後特約が付されています。
任意償還特約	金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として、予め定められた償還可能日（発行から5年を経過した日以降の日）に、発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。
税務事由による特別任意償還特約	税務事由（税制の変更または改正等により、追加的な費用が発生する場合）が発生した場合にはいつでも、金融監督当局の事前承認及び債権者への事前通知を条件として発行者が任意償還できる旨の特約が付されています。